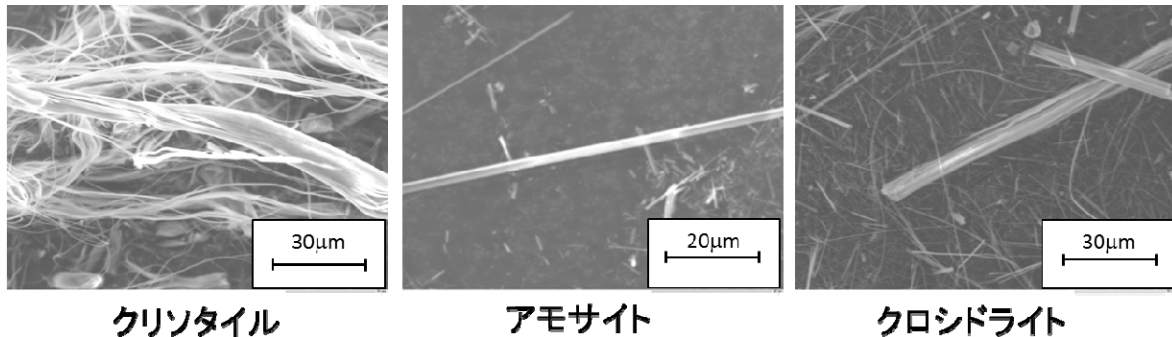


[資料編]

1 アスベストとは

石綿とも呼ばれ、クリソタイル（白石綿）、アモサイト（茶石綿）、クロシドライト（青石綿）、トレモライト、アクチノライト及びアンソフィライトの計6種の繊維状の天然鉱物のこと。熱や摩擦，酸やアルカリに強く，繊維が非常に細いため大気中に浮遊しやすいという特徴がある。

<アスベスト繊維の電子顕微鏡画像>

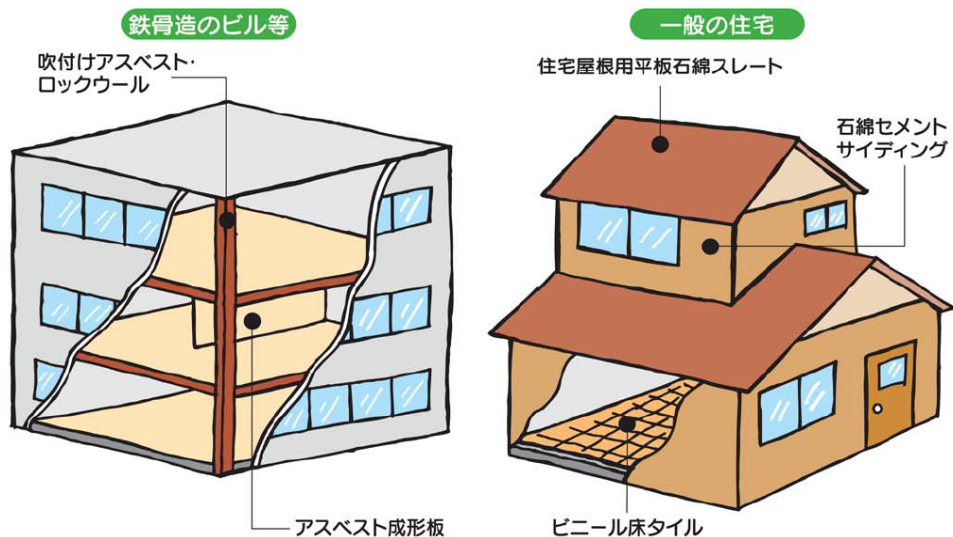


(1) 建材としてのアスベスト

アスベストの繊維が細い，熱に強いなど様々な特性を活かし，様々な工業製品に利用されてきた。その用途は9割が建造物材料であり，吸音，断熱や耐火を目的に吹付け材や断熱材，配管保温材，耐火被覆材などとして使用された。他にも，P タイルやスレートといった成型板にも混入し使用された。

建築資材…●吹付けアスベスト ●石綿スレート ●石綿セメント板 など

■建築物の使用例



工業製品…●自動車のブレーキやクラッチなどの摩擦材

●パイプの接合部やエンジンなどのジョイントシート など

(2) アスベスト関係法令

- ・労働安全衛生法，石綿障害予防規則

建築物の解体等工事による労働者のアスベストばく露防止を目的として，作業基準等が規定されている。また，アスベストを0.1%を超えて含有する製品の製造，輸入，譲渡，提供，使用が全面的に禁止されている。

- ・大気汚染防止法

建築物の解体等工事からのアスベスト飛散による大気環境の汚染，周辺住民のアスベストばく露の防止を目的として，アスベスト除去等作業の作業基準等が規定されている。

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

特別管理産業廃棄物として指定されている廃石綿等について，分別，保管，収集，運搬，処分等を適正に行うよう基準等が定められている。

- ・建設工事に係る資源の再資源化に関する法律（建設リサイクル法）

他の建築廃棄物の再資源化を適切に行うため，アスベストを含有した建築材料を他の建築材料より先に除去し，分別することが定められている。

- ・建築基準法

建築物の増改築時に吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウールの除去が義務付けられており，アスベストの飛散のおそれがある場合には除去等の勧告・命令ができることが定められている。

2 アスベスト規制の経緯

- 昭和 30 年頃 ● 吹付け石綿施工の開始。
- 昭和 49 年 ● 石綿の輸入量が最大の 35 万トンとなる。
- 昭和 50 年 ● 「労働安全衛生法／特化則」の改正強化により石綿吹付け作業の原則禁止（アスベスト含有量 5%以下の吹付けロックウールを除く）。
- 平成元年 ● 「大気汚染防止法」の改正により特定粉じん発生施設の届出と特定粉じんの規制が盛り込まれた（敷地境界濃度 10 本／リットル）。
- 平成 3 年 ● 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正により、特別管理産業廃棄物として廃石綿等を指定。
- 平成 7 年 ● 「労働安全衛生法」の改正強化によりアモサイト、クロシドライトの製造等の禁止。
● 「特化則」の改正によりアスベスト含有量 1%の超える建材等が規制対象になる。
● 耐火建築物等における石綿除去作業の届出の義務付け。
- 平成 9 年 ● 「大気汚染防止法」の改正により特定粉じん排出等作業の規制と届出を規定。
- 平成 16 年 ● 「労働安全衛生法施行令」の改正により、クリソタイル等の輸入、製造、使用が原則として禁止される。
- 平成 17 年 ● 労働安全衛生法に基づく「石綿障害予防規則」が告示され、建築物の解体時の石綿対策が強化される。
- 平成 18 年 ● 大気汚染防止法施行令等の改正により特定粉じん排出等作業の届出の規模要件等が撤廃される。
● 「石綿による健康被害の救済に関する法律」が制定され、労災保険法等で補償されない方への救済制度が始まる。
● 「労働安全衛生法施行令」の改正により、一部の例外を除きアスベスト含有量 0.1%超の製品の輸入、製造、使用が禁止される。
- 平成 24 年 ● 「労働安全衛生法施行令」の改正により、アスベスト含有量 0.1%超の製品の輸入、製造、使用が全面禁止される。
- 平成 26 年 ● 「大気汚染防止法」の改正により、特定粉じん排出等作業の届出義務者が工事の発注者又は自主施工者に変更され、解体等工事の事前調査と掲示が義務付けられる。

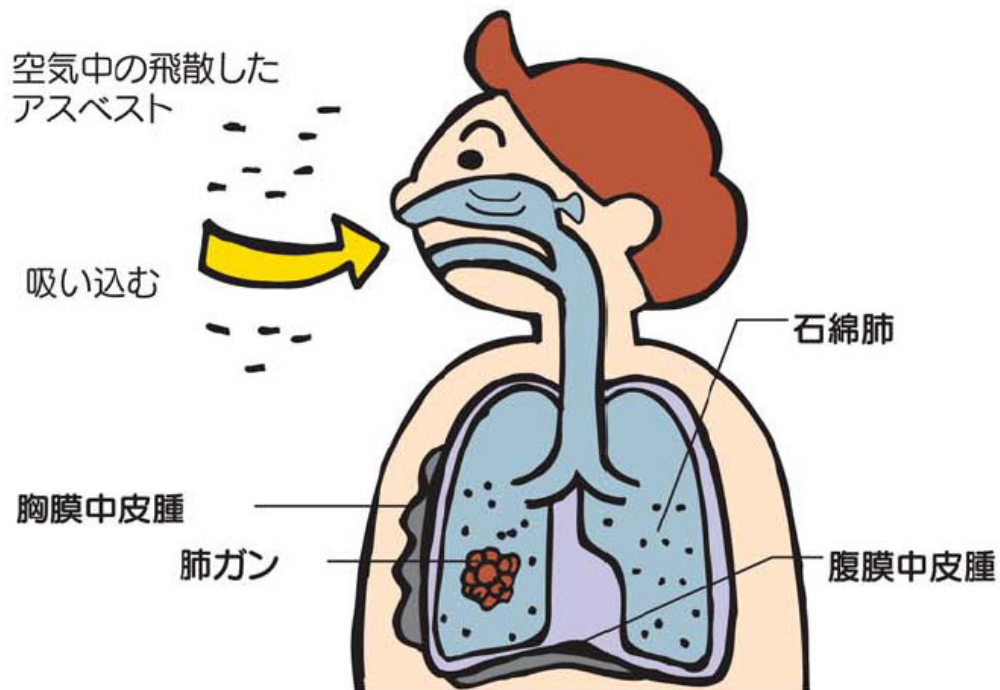
3 福岡市の対策等の経緯

- 平成 17 年 ・「福岡市アスベスト対策連絡会議」設置（関係局の連携）
 - ・建築物の吹付けアスベスト等使用実態調査開始（調査結果は毎年公表）
- 平成 18 年 ・福岡市内の特定粉じん発生施設（アスベスト製品の研磨・切断等を行う工場）が全廃止
- 平成 23 年 ・「福岡市環境保全プロジェクト推進本部 アスベスト対策調整部会」設置
- 平成 25 年 ・「福岡市アスベスト対策推進プラン」策定
- 平成 30 年 ・「福岡市アスベスト対策推進プラン（第二次）」策定

4 アスベストの健康影響

石綿（アスベスト）は、ヒトの髪の毛の直径よりも細く、肉眼では見ることはできない極めて細い繊維からなっている。そのため、飛散すると空気中に浮遊しやすく、吸入されてヒトの肺胞に沈着しやすい特徴があり、また、丈夫で変化しにくい性質のため、肺の組織内に長く滞留する。

この体内に滞留した石綿が要因となって、肺の線維化やがんの一種である肺がん、悪性中皮腫などの病気を引き起こすことがある。



アスベストによる健康被害の被害者に対し以下の2つの支援制度が設けられている。

・ **労働者災害補償保険制度**

労働者が業務上石綿にさらされたことにより指定疾病（中皮腫，肺がん，石綿肺，びまん性胸膜肥厚，良性石綿胸水）にかかり，療養したり，休業したり，あるいは死亡した場合に，労働者または遺族が，業務災害として労働基準監督署長から認定を受け，労災保険の給付を受けることができる制度。

・ **石綿健康被害救済制度**

石綿による健康被害を受け，労災補償制度の対象とならない方の救済を図ることを目的として創設された制度で，日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病（中皮腫，肺がん，著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺，著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚）にかかり療養されている方，これらの疾病に起因して死亡された方の遺族が申請・請求をすることができる制度。

5 アスベスト除去等工事に係る届出について

(1) 労働安全衛生法（工事計画届）

耐火または準耐火建築物において吹付けアスベスト等を除去する場合は，工事の元請者は，着手の14日前までに労働基準監督署長に届け出なくてはならない（労働安全衛生法第88条4項）

(2) 石綿障害予防規則（建築物解体等作業届）

耐火および準耐火建築物以外の建築物から吹付けアスベスト等を除去する場合，建築物の吹付けアスベスト等を封じ込めまたは囲い込みする場合は，アスベスト含有断熱材，保温材，耐火被覆材を除去・封じ込めまたは囲い込みする場合は，工事の元請者は，着手前に労働基準監督署長に届け出なくてはならない（石綿障害予防規則第5条）。

(3) 大気汚染防止法（特定粉じん排出等作業実施届）

特定建築材料（吹付けアスベスト等，アスベスト含有断熱材・保温材・耐火被覆材）を除去，封じ込め，囲い込みする場合は，工事の発注者又は自主施工者は着手の14日前までに都道府県知事等に届け出なくてはならない（大気汚染防止法第18条の15）。

(4) 建設リサイクル法（事前届出の実施）

一定規模以上の建築物の解体等工事を実施する場合，工事の発注者または自主施工者は，着手の7日前までに都道府県知事等に届け出なくてはならない（建設リサイクル法第10条）。